

類ト思惟スルニ異ナラズ。何ゾ其議院ヲ藐視スルノ甚キヤ。是レ復論ノ所謂各自ノ權域ヲ超越セント欲スルモノナリ。諸公既ニ議院ヲ視ルコト彼ガ如ク、其レ藐乎タリ。是ニ於テカ諸公ガ議院ニ求ムル所ノ和協ナルモノ其意一ニ行政府ニ屈從セシムルニ在ルヤ愈彰ナリ。是レ余等ノ益々服スル能ハザル所以ナリ。

一、復論ニ據レバ第五議會ニ於ケル衆議院ノ舉動ヲ難ズルニ因リテ、延キテ答メヲ第四議會ノ同院ニ歸セリ。然レドモ第四議會ハ議院政府衝突ノ後ニ至リ。聖詔ノ煥發ニ會ヒ、行政府ハ自ラ局面一變ヲ唱へ、其固執セシ前論ヲ擲チ、以テ衆議院ノ議ニ同意セシニ非ズヤ。然レバ當時衝突ノ因ハ行政府自ラ招致シタルヲ承認シ、併セテ行政府ハ自カラ其局面一變前ノ過誤ヲモ首肯シタルモノナリ。當時ニ在リテハ自個ノ過誤タルヲ事實ノ上ニ承認シ、今日ニ追ヒテハ翻テ答ヲ衆議院ニ嫁セント欲スルモ誰カ其レ之ヲ信ゼンヤ。

一、復論ハ第五議會解散ノ正當ニシテ已ム可カラザルヲ證セントシテ種々ノ事例ヲ舉示セラル。曰ク衆議院ハ常任委員ノ選舉ヲ開會ノ劈頭ニ於テセズ、曰ク忽チ議長進退ノ爭議トナリ之ガ爲メ上奏ノ特權ヲ濫用スト。然レドモ之ヲ衆議院ノ慣行ニ徵スルニ、常任委員ノ選舉ヲ開會ノ劈頭ニ於テセズ、直チニ他ノ議事ニ從事セシハ第一期以來之ガ類例ニ乏シカラズ。而シテ先ヅ議長進退ノ議ヲ決セシモノハ蓋シ官紀振肅ノ上奏ヲナスノ準備ナリ。即チ已ヲ正シテ而ル后千人ヲ

正サント欲スルガ爲メ、至當ノ順序ヲ蹈ミタルモノノミ。而シテ之ガ結果ヲ上奏スル亦何ゾ特權ヲ濫用スト謂ハンヤ。復論ハ又指斥シテ曰ク、宸問ヲ蒙ルノ後纔ニ不明ヲ謝スルノ陳奏ヲナシタリト。是レ果シテ何等ノ言ゾ。當時衆議院ガ宸問ニ奉對シ、其不明ヲ陳謝セシハ前ニ適任トシテ上奏セシ所ノ議長ハ后ニ瀆節敗行其不適任ヲ現ハス、是ヲ以テ前奏即議長ヲ適任ト認メタル當時ノ上奏ニ對シ不明ヲ引キシナリ。是レ臣子ノ分トシテ當ニ然ルベキ所、而シテ以上ノ數項ヲ以テ解散ノ一理由トナス、余等毫モ其理由ヲ認ムル能ハズ。

一、復論ニ曰ク、官紀ノ振肅素ヨリ政府ノ責任ニ屬ス、議院若シ質問スル所アリ、若クハ忠告スル所アラントセバ、其事實ヲ明カニシ、其肺肝ヲ披クニ於テ政府亦欣然之ヲ迎フベシ。顧テ衆議院ノ爲ス所ヲ視レバ曾テ議事日程ニ豫告セズ、突然提議シテ直ニ宸闈ニ奏ス、是レ議院或ハ現内閣ヲ以テ始メヨリ共ニ謀ルニ足ラズトナシ、以テ宸裁ヲ待ツニ至リタルナルベシト。乃チ是ヲ以テ議院自カラ和協ヲ破ルノ實トナス、甚イ哉諸公ノ強辯ヤ。抑々農商務省官紀ノ壞敗スル一日ニ非ズ。是レ裁判ノ口供ニマデ上リシ所、上下俱ニ之ヲ瞻ザルハ無シ。然レバ諸公獨リ之ヲ知ラザルノ理アラシヤ。諸公ニシテ寔ニ政府ノ責任ヲ重ンジ、官紀振肅ヲ致スニ急ナラバ必ズシモ議院ノ開會ヲ待チテ後チ理セン。衆議院ノ質問忠告ヲ待チテ后チ辨ゼン。諸公既ニ之ヲ知リテ而テ之ヲ悛ムルニ意ナシ。是時ニ當リテ上奏ノ舉其ノ已ムヲ得ンヤ。而シテ諸公ハ後ヨリ言

ヲナシ、其肺肝ヲ披クニ於テ政府亦欣然之ヲ迎フベシトイフモ、常識アル者誰カ其レ之ヲ信ゼンヤ。諸公ハ又衆議院ノ此議ヲ提出シタルヲ以テ突然ナリトシテ之ヲ咎ム。然レドモ此議ノ出ヅル天下ノ豫期セシ所、諸公亦之ヲ側聞セザルノ理ナシ。何ゾ突然ナリト謂フヲ得ンヤ。假令又其提出ヲシテ突然ナラシムルモ、議院内閣ノ間ニハ急報ノ機器具備ス、之ヲ奈何ゾ其レ知ラシメズト謂フヲ以テスルヲ得ン。諸公ハ既ニ之ヲ知ルヲ得タルモノナリ。而シテ其議タル政府信否ノ關ル所、然レバ諸公ニシテ眞ニ和協ヲ求ムルノ心アリテ且ツ官紀壞敗ノ實ナシト篤信スルモノナラバ、宜シク議場ニ臨ミテ以テ其肺肝ヲ披瀝スベシ。而シテ諸公ノ執ル所ニシテ是ナランカ、議院ハ却テ欣然之ヲ迎フベシ。然ルニ諸公ハ隻影ヲダニ議場ニ現ハサズ、是レ怠慢ニ非ザレバ畏避、兩者必ズ其一ニ居ラシ。即チ洪責ノ繫ル所ハ議院ニアラズシテ政府ニ在リ。復論ハ又議院ガ官紀振肅ニ關スル上奏ヲナスノ后チ、閣臣ノ處決ヲ求ムルノ議ヲ決シタルヲ以テ 宸裁ヲ促スノ決議トナス。是レ誣ニアラザレバ則チ妄ナリ。議院ノ此議ヲ決シタル是レ閣臣ヲシテ責ヲ全クセシメンガ爲メノミ。之ヲ奈何ゾ 聖明ヲ要シ奉ルモノナランヤ。

一、復論ハ又衆議院ノ豫算委員會ヲ以テ政府行政整理ノ苦心經營ヲモ顧ミズ、一意舊査定方針ヲ固執シ、諸公ガ反覆辯明ヲ與ヘタルニモ關ハラズ、輕々臆斷以テ政府案ヲ排撃シタリトナシ、以テ和協ノ望ミヲ絶チ、解散ノ已ムヲ得ザルニ至リタル理由トナス。而シテ余等ガ曩ニ衆議院ハ豫算

削減ノ慣行ヲ改メ、大政翼賛ノ道ニ向ヒ塞々ノ誠ヲ致スト披陳シタルヲ背實ノ言ト認メラレタルガ如シ。夫レ豫算ナルモノハ實ニ國家生命ノ係ル所、故ニ豫算議定ニシテ果シテ國家ノ生命ヲ害スルモノアラバ誠ニ議院解散ノ理由トスルニ足ル。然レドモ第五議會ニ於ケル衆議院ノ豫算委員タル院内一二ノ黨派ニ由リテ組織セラレ、其他ノ各派ハ幾ンド與カラズ、然ラバ其言動ヲ以テ未ダ俄ニ各黨派多數ノ意見ナリトスルヲ得ズ。且ツ其査定案ハ未ダ院議ニ上ラズ、隨テ未ダ院議ニ決シタルモノニアラズ。加之豫算議定ノ件ハ衆議院之ヲ獨有セズ、貴族院亦之ヲ均有スルハ是レ憲法ノ命ズル所。然ラバ衆議院ニシテ一旦否決スル所モ貴族院ニシテ之ヲ是正スルノ道アリ、彼軍艦費復活ノ先例ヲ以テ視ル可シ。故ニ委員會長良シ諸公ノ說ヲ容レザルアルモ、院議ニ於テ全院議員ニ對シ反覆周到諸公ノ衷誠ヲ瀝陳スルアラバ、和協ノ道豈望ミ難シトセンヤ。抑々又委員會ノ反抗彼ガ如キヲ致セシモノハ初期以來政府ニ確乎タル定見ナク、豫算ノ成立上屢々其議ヲ變更シ來リシニ因ラズンバアラズ。即チ政府ノ提案ノ提案ニ尙ホ多少ノ浮費アルヲ疑フニ因ラズンバアラズ。是レ寧ロ政府自カラ招クノ罪ナリ。故ニ諸公タル者ハ全院ニ向ヒテ一層其誠ヲ致サザル可カラズ。而シテ諸公ハ此ニ出デズ、僅カニ委員會ノ言動ニ視テ兩院和協ノ望ミヲ絶ツ、寧ロ大早計タルナカランヤ。

抑々衆議院ノ行爲タル、初期以來常ニ内政細目ノ末ニノミ拘々スルノ傾向アリ。而シテ第五議會

ニ至ルニ及ビ官紀振肅ノ上奏以テ國家ノ綱紀ヲ正サンコトヲ勉メ、千嶋艦事件、條約履行ノ問題ノ提起以テ國權ノ擴張ヲ見ンコトヲ冀フ。假令諸公ト其意見ヲ異ニスルモノアルモ、是レ眞ニ大政翼賛ノ道ニ向ヒ、塞々ノ議ヲ致スモノニ非ズヤ。而シテ諸公余等ノ所陳ヲ以テ事實ニ違フトナスモ余等ハ信ゼズ。

一、諸公ハ條約履行ノ建議案ヲ以テ無責任ノ言議ヲ弄シ開國進取ノ大計ヲ阻格スルモノトナシ、是ヲ以テ大業ノ翼賛上衆議院ニ和衷ノ望ヲ絶ツ一大理由トス。余等ノ所見ヲ以テスレバ條約履行ハ即チ條約改正ヲ成就スル所以ノ階級ニシテ開國進取ノ大計ヲ翼賛スルノ道タルナリ。且其履行ノ事タル政府モ亦嘗テ其一端ヲ實施セシコトアルニ非ズヤ。加之諸公モ亦條約ヲ履行シテ國權ヲ擴ムベキ者ハ素ヨリ之ヲ履行スベキノミナラズ、苟モ國權ノ主張スルノ必要アラン乎、亦之ヲ排除訂正スルニ勉メザルベカラズト言フニハ非ズヤ。建議案ノ精神タル亦之ニ外ナラザルヲ認ム。而ルニ諸公ハ故サラニ斥ケテ以テ徒ニ條文ヲ墨守シ、國家ニ不利益ナルモノトス誣モ亦甚シカラズヤ。且ツ厲行案ニシテ直ニ國家ニ不利ナルヤノ疑點ヲ含有セバ之ヲ院議ニ上セシメ、假スニ審議討論ノ時日ヲ以テシ、諸公タルモノ之ニ對シ反覆論辯其不可ナル諸點ヲ正ス可シ。諸公ノ說ニシテ理アランカ、議院亦一概ニ一切履行ヲ主張セザラン。然ルニ諸公ハ官紀振肅ノ上奏ニ於テハ其唐突ニシテ答辯ヲ容レザリシト咎メナガラ、厲行案院議ニ上ラントスレバ即チ停會ヲ奏請シテ發

案者ノ說明ヲダニ終ラシメズ。諸公或ハ事外政ニ關シ公開ノ論辯ヲ不可ナリトスルカ、秘密會ヲ請求スル亦可ナリ。何爲ゾ其レ停會ヲ用キンヤ。而シテ議院其議ヲ再タビセントスレバ復タ發案者ノ言論ヲ遮リ、一外務大臣ノ口ヲ假リテ議院ヲ攘夷的意圖ノ行動ト罵リ、眞個開國進取ノ大計ヲ翼賛セント欲スル全國ノ代議士ヲ誣ヒテ攘夷ノ徒ナリトシ、而シテ議院ヲシテ其說ヲ謹聽セシメント欲ス。抑々亦無理ナラズヤ。而シテ議院說明ヲ求メントスレバ倉皇逃避シテ之ニ對セズ、復タ直チニ停會ヲ奏請シ、又從テ解散ヲ奏請ス。事實昭々斯クノ如キアリ、和協ヲ破リタルノ責誰カ之ニ任ズ可キヤ。尙ホ退キテ此厲行案ヲ以テ諸公ノ思惟スルガ如ク國家ニ不利ナルモノト假定スルモ、又閣臣ノ反覆論爭シタルニ關ラズ議院之ヲ是決シタリト假定スルモ、是レ單ニ一ノ建議案ノミ。政府必ズシモ悉ク執行ノ責ニ任ズルノ要ナシ。而シテ斯クノ如キ議案ヲ以テ解散ノ理由トセバ何ノ議案カ解散ノ理由タラザラン。是レ果シテ立憲的行爲トシ許スヲ得ルカ、余等ノ知ル所ニ非ズ。

一、余等曩ニ諸公ガ二週間ノ停會ヲ奏請シ 勅書已ニ降り、僅ニ一夜ヲ隔テ又解散ヲ奏請シ、終ニ前 勅ヲシテ徒爲ニ歸セシメタルヲ痛嘆シ、將來ノ爲メニ忠言ヲ惜マズ。然ルニ復論ハ停會ヲ以テ單ニ解散ノ準備ナリト辯ズ、準備モ亦可ナリ、但シ之ヲ準備ナリトセバ何ゾ二週間ヲ要セシヤ。一日ノ準備ハ一日ニシテ足レリ、二日ノ準備ナラバ二日ニシテ足レリ。今如何ニ準備ナリ

ト辯ゼラル、モ二週間ノ停會ヲ宣示シ、僅ニ一夜ヲ隔テ、解散ヲ奏請シ、前 勅ヲシテ徒爲ニ歸セシム其責奈何ゾ辭スルヲ得ンヤ。

一、凡ソ立法行政ノ機關各獨立シ、立憲政體ヲ憲章スル以上ハ、議院ノ立法上慎重ヲ加ヘザル可カラザルト共ニ、政府モ亦行政上輕舉ヲ戒メザル可カラズ。若シ政府ニシテ一旦ノ意發ニ任ジ、一時ノ怒氣ニ驅ラレ、輕舉躁施敢テ自カラ檢セザラバ其國家ニ禍スル其レ將タ如何ゾヤ。議會解散ノ以テ大權ノ發動ニ出ヅルヤ論ヲ待タズ。然レドモ解散ハ國ノ重事國務紛整ノ分ル、所、故ニ之ヲ奏請スルハ議院ニシテ國家ノ命脈タル豫算案ヲ議セズ、若クハ一切否決スルカ、否ラザレバ國家至重ノ法律案ヲ否斥スル等ノ場合ニ於テス可キノミ。是レ實ニ閣臣タル者ノ責任ナリ。然ルニ第五議會ハ一モ是等ノ因由ヲ有セズ、而シテ諸公ハ敢然認ノ一字ヲ以テ之ヲ斷ジ、大政ノ翼賛上以テ和協ニ任ゼズトナス。諸公ノ爲ス所ヲ以テ議院ノ和協ヲ求ムルハ木ニ縁リテ魚ヲ求ムルノ類ノミ。余等ノ曩ニ書ヲ致ス徒ラニ諸公既往ノ過舉ヲ咎ムルニ非ズ、偏ニ 詔勅ノ旨ヲ服膺サレ、今後議院ニ對シ前轍ヲ改メラレンコトヲ求メシノミ。然ルニ余等ノ主旨透徹セザルモノアルカ、反テ縷々解散ノ理由ヲ明示セラル、乃チ已ムヲ得ズ愚意ヲ披陳シ以テ前書ノ盡サルヲ補ヒ、敢テ再聽ヲ汚ス。

明治二十七年二月十九日

## 前件ニ付伊藤首相再答書

近衛公爵谷子爵及ビ兩君ノ代表セラル、諸君再應ノ來示ヲ熟讀スルニ唯々前議ヲ反覆主張セラルルニ止マリ、一モ新ニ答フルノ要アリト認ムベキ論點ヲ見出サズ。國家各機關ノ和衷協同ハ素ヨリ其一ヲ以テ其他ニ屈從スルノ謂ニ非ザルコト博文既ニ之ヲ言ヒ諸君亦之ニ同ズ。憲法上特立ノ權能ヲ行フニ方リ、互ニ慎重ヲ以テ論ズベキハ無論ナルモ、議論ノ異同ハ人々ノ所見ニ依ル、素ヨリ相強フベキニ非ズ。博文前簡答復シタルノ理由ニ依リ、責任ヲ以テ憲法命ズル所ノ權能ヲ行フ、其國家ノ爲ニスル所以素ヨリ自ラ信ズル所ノモノアリ。諸君若シ博文ノ爲ス所ヲ以テ意ニ滿ズトセバ是レ亦諸君自由ノ見解ニ存ス、博文諸君ノ來示ニ服スル能ハザル亦諸君ガ博文ノ言フ所ニ服スル能ハザルト同一ナルノミ。再論ヲ忝シ茲ニ答復ス。敬具

秘書類纂 帝國議會資料 上卷終

秘書類纂 帝國議會資料 上卷

人名索引

(イ)

伊東巳代治

二八、一七五、一八、一八八、一九三、  
二六、二〇一、二〇六、二一〇、二四、二七、三〇、  
三三、三三、五五

イベルハルド

一五〇、一五二

伊藤博文

一五、一六、一六、一八、一八五、一八六、  
一八、一八九、一九一、一九三、一九八、二〇一、二〇六、  
二一〇、二四、二七、三〇、三三、三三〇、三五三、  
三七、四六、四八、四七、四七五、五六、五五、  
五七、五三、五三、五七、五七五、五七六、五七、  
五八、五九、五九

索引

板垣退助 一九五、一九九、二〇〇、五七  
犬養毅 三二  
一柳末徳 五三、五九  
板倉勝達 五三、五九  
岩下方平 五四、五〇

(ロ)

ロエスレル

三三、三三、五〇、九〇、九七、一一三、二五四、  
二五、二九、二六、二六三、二六五、二六六、二六七、  
二六九、二七一、二七四、二七五、二七六、二八四、三〇四、  
三五〇、三三八、三六、三七二

ロヂヤース

三三、三四

ロリモ

六六

ロンネ

一五

ロンピ

三三

ロフタス

四八

(ハ)

バトルノストロ

八三、一一三、二五四、二五五、二六八、二六九、  
三五〇、三六三、三六五

一

ハートレー 一四二  
 ハンベリー 一四二  
 ハミルトン 一四三  
 バアラン 一四三  
 バクストン 一四三  
 橋本綱常 一四三  
 林田龜太郎 一四三、一四四、一四七  
 ハルデンベルヒ 一四九  
 バールグレイブ 一四九、一五〇、一五七  
 ハードウイツク 一四九  
 ハンサート 一五〇、一五九  
 長谷川貞雄 一五〇、一五九  
 原田一道 一五〇、一五九  
 原忠順 一五〇

(ニ)

二田是議 二八  
 仁禮景範 五三  
 二條基弘 五〇、五三、五七、五九  
 新納直陳 五九

(ト)

トツド 八三、一五五  
 ドワルロー 一四六  
 鳥尾小彌太 一四四、一四七、一四八、一五九  
 富田鐵之助 一五五、一五〇、一五九  
 徳大寺實則 一五二

(チ)

デヨージ第三世 三三、七五、八三、一四九  
 デヨージ第二世 七五  
 チルター 一四四  
 チャーレス第二世 一四七  
 チンパーラント 一四〇  
 チルデン 一四九

(リ)

リチャード第二世 七三  
 リヨンネ 一六六、一六〇  
 リーバー 一四七

(ホ)

ボアンナード 一七三、一七五、一七五、一七六  
 北條時宗 一七六  
 細川潤二郎 一七七  
 ボルルク 一四六、一四八  
 本多正憲 一五三、一五九  
 本多副元 一四四、一五九

(ヘ)

ヘンリー第四世 七三  
 ヘンリー第七世 七三  
 ヘンリー第八世 七三  
 ヘイター 一四三  
 ベツチル 一五三  
 ベネデツチ 一四五、一四六、一四八、一四九、一五〇  
 ヘア 一四四、一四四  
 ペンサム 一四七、一五〇  
 ヘイス 一四九  
 ヘイズ 一四九

(ル)

リットベルグ 一五八  
 ルボン 一三四  
 ルイ十四世 一四七

(ヲ)

ヲーコンナー 一四三

(ワ)

ワシントン 一四四、一八六、一五〇  
 渡邊國武 一三七、一五三  
 ワグネル 一五八  
 渡邊清 一五五、一五九、一五九  
 渡正元 一五五、一五九

(カ)

金子堅太郎 一三、一八三、一八七、二〇〇、二〇四、二〇四、  
 ガーテナー 一四七、一四七、  
 七四

片岡 健吉 二五、二七  
 神鞭 知常 二五  
 カンドラー 三四〇  
 カブウル 三六三、三六四  
 カール第五世 四〇四  
 カルプレット 四二二  
 岳 四三二  
 カートライト 飛 四四八、四四九  
 河野 敏録 五三三  
 揖取 素彦 五七四、五七九

(夕)

高田 早苗 二〇四  
 田中源太郎 二二五  
 谷 干城 二五五、三〇六、三〇八、三二〇、四四四、四七七  
 ダフアリン 五〇四、五〇九、五八八、五九〇、五九二  
 竹内 惟忠 三三三、三三六  
 伊達 宗敦 五〇三、五〇九  
 武井 守正 五七〇

(レ)

レナール 一四八  
 レフエヴァ 三二二  
 レオポルド 四〇二、四一〇、四一六

(ソ)

ソイレール 七三  
 會我 祐準 五〇四、五〇九

(ツ)

坪田 繁 一三三、一三三  
 ツオツプル 五〇〇

(ナ)

ナポレオン三世 一八四、三六八、四四四、四四五  
 中橋徳五郎 三三三  
 ナポレオン一世 四一七  
 中山 孝麿 四四四  
 鍋島 直彬 五三三

(ラ)

ラングミート 七三、七四、七五  
 ライアン 一四三  
 ライダー 一四三  
 ラボツク 一四三  
 ラバント 一五五、一六六、二九九、三〇八、三三四  
 ラチエイル 四二二

(ム)

陸奥 宗光 一八二、一八八、一九一、一九九、二〇八、五三三  
 村田 保 二二五

(ウ)

ウールセー 六六、四四六、四四七  
 ウイルヘルム第三世 七五、二四八  
 ウオルポール 七六、三四〇、三四九  
 ウイリヤムス 一四三、四四四  
 ウエツプ 一四三  
 ウラドハウス 一四三

(ル)

ウエルジェー 一四六  
 ウキルヘルム二世 一四九、一五三  
 ウキントホルスト 一六六  
 植木 枝盛 二二四  
 ウキンドシヤイド 二六二  
 ウキ 三〇  
 ウエルテル 四〇五、四一三

(井)

井上 毅 一、一〇九、一一三、一二三、二四四、二五五、二六六、  
 一八六、一九五、一九六、一九七、二〇六、二二二、二四〇、  
 二五四、二六一、二六九、二七五、二七六、二八五、三〇六、  
 三〇八、三二〇、三九七、四一九、四二七  
 井上 馨 五三三、五三〇

(ノ)

ノツクス 一四三  
 ノ村 靖 一七九、一八〇、一八五、一八六  
 ノートン 三三二、三三四  
 ノルス 四九〇

(オ)

岡次郎太郎 一三三  
 オーバン 一四六  
 大隈重信 二〇四、二五〇、二五七  
 尾崎三良 二五五、二五六、二七〇  
 大江元就 三九八  
 オルビール 四〇三、四三三、四四五  
 小澤武雄 四四四、四四四、五七〇  
 オイレンブルヒ 五三〇  
 大山巖 五五三  
 小笠原壽長 二五三、二五〇  
 岡部長職 二五九  
 小原重哉 二七〇

(ク)

グードウイン 七四  
 グレンウイール 七六、七七、三三〇  
 クローフホード 一四三  
 グラツトストン 一四六

(ヤ)

グレイブ 二二二  
 グナイスト 二六六、二九七、二九八、三九四、三九五、三五五、  
 五八、五四四  
 グレモ 三三〇、三四〇  
 グラモン 四〇三、四〇四、四〇五、四〇六、四〇七、四一一、四一五、  
 五五一  
 黒田清隆 二五五、二五九  
 楠本正隆 二五五、二五九  
 黒田清綱 二五五、二五九

(マ)

山縣有朋 一〇九、一一三、一二三、一八五、一八六、  
 一八八、二〇〇、二二三、二二七、三三三、三三三、五一一、  
 二七四  
 山脇玄 二五九、二七〇、二七九  
 山内豊誠 二五五、二七〇、二七九  
 安場保和 二五五、二七〇、二七九

牧一朴真 二二五、二二〇、四三二

町田忠治 二五〇、二六一  
 マザレド 四〇三  
 杉田正久 四〇三  
 マイエツト 五三四  
 松平直哉 二五三、二五〇  
 松平信正 二五四、二七〇、二七九  
 松岡康毅 二五五、二七〇

(フ)

フホーテスキユー 七四  
 フロンチユリー 一〇二  
 フレデリツキ大王 一四四、一八六  
 ブカナン 一四二  
 フェンウイツク 一四三  
 フヒツゲラルド 一四三  
 プラガー 一四六  
 フンボルト 二九八  
 フロケール 三三八

(コ)

フレッツト 三四〇  
 フオツクス 二八二、四九八、四四三  
 ブライム 四〇三、四〇四

(エ)

後藤象二郎 二五〇、二五九、  
 五五三



エヤニユール 八五、二五七  
エバーズレー 三〇  
エツプヒンハム 六六

(テ)

テンブル 一四三  
デールマンデー 一四六  
デウエス 三四〇  
デルレード 三九四

(ア)

天野 若圓 一三三、一九一、一九五、一九六、二〇三、二〇五、  
三〇五、四六六  
青木 周藏 一九二  
綾井 武夫 二二五  
安部 井磐根 二五五、二七  
アレンド 一五  
有賀 長文 二五  
アボツト 三〇  
アルモン 三四〇  
アリーゼンネ 四〇八

アダムス ト 四二  
アンソン 四〇  
アルニム 四七四  
青山 幸宜 五九  
青山 貞 五五、五七、五〇

(サ)

サンデー 六  
ザツトレル 一五  
三條 實美 一九五  
サツトン 三〇、三二、三三、三三  
佐竹 義理 五三、五〇  
鯨島 武之助 五〇

(キ)

ギユイヨーム二世 八三、二五  
木内 重四郎 一〇七、一〇七、二一〇、四六一  
菊池 大麓 二五

(メ)

メーイ 七五、七六、一七、三五、三三、  
三三、三九、六八、三九  
メリーヌ 一四六  
メルボルン 三三

(ミ)

ミ野 六六、六六、四六、四五、四四  
水野 遵 一五  
ミクウキル 一四九  
箕浦 勝人 一九三  
三崎 龜之助 二四、二五  
三浦 安 二五、四四  
宮本 小一 五五、五〇

(シ)

シヤクソン 一四三  
シヤットルワース 一四三、一四四  
シヤメー 一四六  
シユパリエー 一四  
シユルチエー 二六九、二八、五四

ジュービー 三三  
ジョンソン 三九  
シヤルボニエー 三九  
島津 忠亮 五三、五〇  
新莊 直陳 五七  
品川 彌二郎 五〇、五五  
清水 市太郎 五〇、五五

(エ)

エドワード第四世 七  
エリザベス 七

(ヒ)

ビクトリヤ女皇 六  
ビゴツト 八七、二二、三〇、三〇、三〇、三〇、  
一四三  
ヒツバート 一四三  
ヒリツプ 二五  
ビエオルジュ 二五  
ビスマルク 二六六、四三、四二、四二、三三  
ビツト 三三〇、四九、四四、四四、四四、

ビートル 三二、三三  
 ヒューム 三三  
 ビットン 三三  
 ビーコンスフィールド 三六  
 ヒューム 四四  
 日野西光善 五三、五九

(モ)

モープレー 一四三  
 モツセ 二六五、七九六、二九七、三〇一、三三三、三六六  
 モスターフ 三五〇、三五二、三五八

(ゼ)

ゼイムス二世 七四、二七、二八  
 千家尊福 四四、五〇  
 ゼファソン 四三〇  
 セジウイク 四七三、四七五  
 關博直 五三、五〇、五九  
 仙石政固 五四  
 關口彌五 五五

(ス)

スタープ 一四三  
 末松謙澄 二四  
 スタイン 六九、三六  
 スクハム 五四  
 スーシニエー 四九、四〇  
 スーニエー 四〇

昭和九年十一月十七日印刷  
 昭和九年十一月二十一日發行

秘書類纂  
 帝國會議會資料  
 上卷  
 不許複製

9.11.19

定價七圓

校訂者 平塚篤

發行者 西村豊吉  
 東京市麴町區九段四丁目八番地

印刷者 守岡功  
 東京市本所區厩橋一ノ二七ノ二

東京市麴町區九段四丁目八番地  
 叢文閣内

發行所

秘書類纂刊行會

電話九段二五六八番  
 振替東京四二八八九番

HIP-59







